

アール医療専門職大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 アール医療専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、専門性を求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開して、豊かな人間性と高い職業倫理を備え、障害のある幼児、児童等や地域在住高齢者の支援ができる人材を養成するための教育ならびに研究を実践し、全員参加型社会の実現に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うものとする。

2 前項の自己点検及び評価に関して、必要な事項は別に定める。

(認証評価機関による評価)

第3条 本学は、認証評価機関による認証評価（「学校教育法」第109条）を受けるものとする。

(情報の公表)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他多様な媒体を用いた周知に努め、積極的に情報を公表するものとする。

(教育内容等の改善)

第5条 本学は、授業の内容及び教授方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行うものとする。

(学部、学科、定員)

第6条 本学に、リハビリテーション学部を置く。

2 リハビリテーション学部は、理学療法学科及び作業療法学科を置く。

3 学部、学科、入学定員、収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
リハビリテーション学部	理学療法学科	20名	80名
	作業療法学科	20名	80名

(学部及び学科における教育研究上の目的)

第7条 リハビリテーション学部は、保健医療専門職としての責任感と使命感を持ち、高度な専門知識に基づく確かな技術を実践するとともに、全員参加型社会の実現に向けて支援できるために、医療提供施設だけの臨床実践能力に留まらず、地域との連携を意識した臨床実践能力を有することができる創造力豊かなリハビリテーション専門職業人を養成する。

2 理学療法学科は、全員参加型社会の実現の一翼を担う理学療法士を養成し、地域社会に貢献することを使命としている。倫理的な態度を持って適切な人間関係を築きながら、医療提供施設に留ま

らず、障害のある幼児、児童等や地域在住高齢者の支援にも活躍する領域を広げて理学療法士として地域社会に貢献できる人材を養成する。

- 3 作業療法学科は、全員参加型社会の実現に寄与できる人材を養成し、地域社会に貢献することを使命としている。生命倫理に基づき、あらゆる世代の地域における健康・医療課題を的確に把握し、作業療法士として積極的に障害のある幼児、児童等や地域在住高齢者を支援し、地域社会に貢献できる人材を養成する。

第2章 教職員組織

(教職員)

第8条 本学に、学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

- 2 前項に定める者のほか、学長が必要と認めるときはその推薦により副学長を置くことができる。
- 3 副学長、学部長、学科長等の選任については、別に定める。
- 4 本学に、客員教授、非常勤講師及びその他必要な教育職員を置くことができる。

(名誉教授)

第9条 本学に多年勤務し、教育上、学術上特に功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授の称号の授与について必要な事項は、別に定める。

第3章 大学運営会議、教授会、教育課程連携協議会

(大学運営会議)

第10条 本学の運営管理に関する重要事項を審議するために、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議に関して必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第11条 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成及び授業に関する事項
- (4) 第1号以外の学生の学籍に関する事項
- (5) 科目等履修生、聴講生の入学等に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) その他学長から諮問された事項

- 2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

(教育課程連携協議会)

第12条 本学に、産業界及び地域社会との連携による教育課程の開設・編成・実施に関する基本的な事項やその実施状況の評価に関する事項を審議するために、教育課程連携協議会を置く。

- 2 教育課程連携協議会に関して必要な事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年は前期、後期の2期にわけ、その期間については、毎年度の学事暦によって定める。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 茨城県民の日 11月13日

(4) 夏期休業日

(5) 冬期休業日

(6) 春期休業日

(7) その他、学長が臨時に定めた日

2 前項の休業日のうち夏期休業、冬期休業、春期休業の期間については、毎年度の学事暦によって定める。

3 夏期休業、冬期休業、春期休業の期間中に、補講、集中講義、実習等の授業を行う場合がある。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第17条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第34条及び第35条の規定により入学した学生は、規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第6章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第18条 本学の教育課程は、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算出するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業時間及び30時間の自学自習時間をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業時間及び15時間の自学自習時間をもって1単位とする。ただし、15時間の授業時間及び30時間の自学自習時間をもって1単位とすることがある。

- (3) 実験及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 実習については、45時間の授業時間をもって1単位とする。ただし、30時間の授業をもって1単位とすることがある。
- (5) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の併用により行う場合は、その組み合わせに応じて前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、学修の成果を考慮して単位数を定める。

(授業の方法)

第20条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する講義、演習、実験、実習及び実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項に規定する授業方法により修得する単位は、60単位を上限として、卒業に必要な単位とすることができる。

4 学生等に対して、授業の方法、内容及び1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(授業期間)

第21条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第22条 各授業科目を履修した者には、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与える。

2 単位認定の方法は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第23条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第24条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 本学は、学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（本学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で本学の定めるところにより、単位を与えることができる。
- 4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第23条第1項及び第2項並びに前条第1項により、本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（成績）

第26条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dをもって表示し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 成績評価に関して必要な事項は、別に定める。

（授業科目の名称及び単位数等）

第27条 学部の授業科目の名称及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

- 2 授業科目の履修の方法その他必要な事項については、別に定める。

第7章 入学、休学、転学科、転学、退学及び除籍等

（入学の時期）

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第29条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- （2）通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- （3）外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- （4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （5）文部科学大臣の指定した者
- （6）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- （7）その他相当の年齢に達し、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願）

第30条 本学への入学を志願する者は、所定の入学願書及び別に定める書類に第51条に定める入学検定料を添えて願出しなければならない。

2 出願手続について必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第31条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第32条 選考の結果、合格した者は、所定の期日までに本学所定の誓約書その他所定の書類を提出するほか、所定の納付金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第33条 前条における誓約書の保証人は、父母又は近親者とし、被保証人在学中の全ての責任を負うことのできる者とする。

2 保証人の死亡、又は保証人の条件を欠いたときは、新たに保証人を選定して、速やかに届け出なければならない。

(編入学)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者で編入学を志願する者については、選考のうえ、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(1) 短期大学士又は学士の学位を有する者

(2) 高等専門学校を卒業した者

(3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(4) 前各号に掲げるものと同等以上の学力を有する者と認められる者

2 前項の規定により入学を許可された者の既修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(転入学、再入学)

第35条 他の大学に既に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、学長は相当年次に転入学を許可することができる。

2 正当な事由で退学した者が本学に3年以内に再入学を志願するときは、選考のうえ入学を許可することができる。

3 授業科目、修得単位の取り扱い及び在学年数については、前条第2項を準用する。

(休学)

第36条 疾病その他やむを得ない理由で3カ月以上修学することができないときは、理由書を付して休学を願い出ることができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第37条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き1年以内休学することができる。

2 休学期間は通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は第13条の在学期間には算入しない。

(復学)

第38条 休学期間中にその理由がなくなった場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第39条 外国の大学に留学を志願する者は、所定の手続きを経て、学長の許可を得なければならない。

2 留学の期間は1年間を限度とし、第12条に定める修業年限及び第13条の在学期間に算入する。

3 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第40条 他の学科への転学科を希望する者は、選考の上、学長が許可することがある。

2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(転学)

第41条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第42条 退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第16条に定める在学年限を超えた者

(2) 第37条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(4) 学費の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

第8章 卒業、学位及び免許等資格

(卒業)

第44条 本学に4年（第34条第1項、第35条第1項又は第35条第2項の規定により編入学、転入学、再入学又は転学科を許可された者、それぞれ定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位数を修得した者とする。

2 学長は、前1項の規定を満たし卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(学位)

第45条 本学を卒業した者に対し、次の区分により、学士の学位を授与する。

(1) リハビリテーション学部 理学療法学科 理学療法学士（専門職）

(2) リハビリテーション学部 作業療法学科 作業療法学士（専門職）

2 前項の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の時期)

第46条 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(資格)

第47条 本学において取得できる資格等及び開設学部学科は、次のとおりとする。

資格等の種類

開設学部学科

理学療法士国家試験受験資格 リハビリテーション学部理学療法学科

作業療法士国家試験受験資格 リハビリテーション学部作業療法学科

第9章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料)

第48条 入学志願者は、入学検定料を納付しなければならない。

2 入学検定料は、別表Ⅱのとおりとする。

(入学金、授業料、在籍料及びその他納付金)

第49条 入学金、授業料、在籍料及びその他納付金は、別表Ⅲに掲げるとおりとする。

2 入学金、授業料、在籍料及びその他納付金等の納期、納付方法について必要な事項は別に定める。

3 退学する者、転学する者は、学籍を有した学期分の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

4 停学の者は、停学期間に相当する学期分の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

5 休学する者は、休学期間に相当する学期分の授業料及びその他の納付金が免除され、休学期間に相当する学期の在籍料を納入しなければならない。ただし、学期の途中から休学する者、又は学期の途中で復学する者は、休学、又は復学した学期の授業料及びその他の納付金の全額を納入しなければならない。

(入学検定料、入学金、授業料、在籍料及びその他の納付金の返還)

第50条 既に納入された入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金の返還については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一旦納入された入学検定料及び入学金は、返還しないものとする。

(2) 授業料及びその他の納付金は、入学試験実施年度の3月31日までに入学辞退の申し出のあった場合は、これを返還する。

第10章 特待生

(特待生)

第51条 人物、学業ともに優秀な学生に対しては、大学運営会議の議を経て選考のうえ、特待生として授業料等の全額若しくは一部を免除することができる。

2 特待生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第52条 本学において、開設する学科目について科目等履修を志願する者があるときは選考のうえ学長はこれを許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、本学則第18条及び第22条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第53条 聴講生は、授業科目のうちから一科目又は数科目を聴講を志願する者があるときは、選考のうえ学長はこれを許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人で、本学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 図書館及び附置組織

(図書館)

第55条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(附置組織)

第56条 本学に、次の附置組織を置く。

(1) 人間創成地域研究センター

2 附置組織に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第57条 地域住民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第58条 学長は品行、学業ともに優秀で他の模範となる学生に対して、表彰を行うことができる。

2 表彰に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第59条 学長は、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者には、懲戒を行うことがある。

2 前項の懲戒の種類は、訓戒、謹慎、停学及び退学とする。

3 懲戒について必要な事項は別に定める。

4 同条第2項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者

(4) 懲戒について別に定める「懲戒を対象とする行為」を行った者

第15章 雑則

(改廃)

第60条 この学則の改廃は、大学運営会議の議を経て、理事会が行うものとする。

(細則)

第61条 この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 1

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 2

1 この学則は、令和4年12月1日から改正施行する。ただし、第19条第5項については令和4年4月1日に遡って適用する。

附 則 3

1 この学則は、令和5年4月1日から改正施行する。

附 則 4

1 この学則は、令和6年4月1日から改正施行する。

附 則 5

1 この学則は、令和9年4月1日から改正施行する。

別表Ⅰ－１ リハビリテーション学部理学療法学科
授業科目の名称及び単位数（省略）

科目 区分		授業科目の名称	単位数		履修 方法	卒業 要件
			必修	選択		
基礎科目	初年度 セミナー	大学入門セミナー	1		必修 科目 12 単位 選択 科目 8 単 位以 上	次により、必修科目 116 単位、選択科目 18 単位以上を修得す ること。 1. 基礎科目 20 単位 以上 (1) 必修科目 12 単位 (2) 選択科目 8 単位 以上 2. 職業専門科目 90 単位以上 (1) 必修科目 88 単位 (2) 選択科目 2 単位 以上 3. 展開科目 20 単位 以上 (1) 必修科目 12 単位 (2) 選択科目 8 単位 以上 4. 総合科目 4 単位 (1) 必修科目 4 単位
	人間と生活及び社会の理解	社会人基礎力		1		
		教育学	1			
		ジェンダー論		1		
		マナー接遇		1		
		社会学	1			
		文化人類学		1		
		生命倫理学	1			
		発生生物学	1			
		データサイエンス	1			
		法情報リテラシー		1		
		災害支援論Ⅰ	1			
		災害支援論Ⅱ		1		
		人間関係論	1			
		アクセシビリティリーダー論		1		
		運動障害・健康障害と心理		1		
	健康への追求	スポーツ理論・実技Ⅰ	1			
		スポーツ理論・実技Ⅱ	1			
		健康と食の科学	1			
		健康教育学		1		
		健康科学		1		
	国際言語 の理解	英語コミュニケーションⅠ	1			
		英語コミュニケーションⅡ		1		
		中国語		1		
		韓国語		1		
職業専門科目	基礎医学	人体構造学Ⅰ	1		必修 科目 88 単位 選択 科目 2 単 位以 上	
		人体構造学Ⅱ	1			
		生理学Ⅰ	1			
		生理学Ⅱ	1			
		人体構造学実習	2			
		生理学実習	1			
		運動学Ⅰ	1			
		運動学Ⅱ	1			
		運動生理学	1			
		人間発達学	1			

		運動学実習	1	
		神経解剖学	1	
	臨床医学	病理学	1	
		内科学	1	
		整形外科	1	
		神経内科学	1	
		精神医学	1	
		小児科学	1	
		リハビリテーション医学	1	
		スポーツ障害学	1	
		老年医学	1	
		薬理学	1	
		救急救命学	1	
		画像診断学	1	
		リハビリテーション栄養学	1	
		予防医学	1	
	福祉論 保健医療	リハビリテーション概論	1	
		保健医療福祉論	1	
		公衆衛生学	1	
		地域包括ケアシステム論	1	
	理学療法学 基礎	理学療法概論Ⅰ	1	
		理学療法概論Ⅱ	1	
		理学療法基礎セミナーⅠ	1	
		理学療法基礎セミナーⅡ	1	
		早期体験実習Ⅰ	1	
		早期体験実習Ⅱ	1	
	管理理学 理学療法	医療関係法規論	1	
		理学療法管理学	1	
	理学療法評価学	理学療法評価学Ⅰ	1	
		理学療法評価学Ⅱ	1	
		理学療法評価学実習Ⅰ	1	
		理学療法評価学実習Ⅱ	1	
		動作分析学	1	
		動作分析学実習	1	
	理学療法治療学	健康マネジメント論		1
		日常生活活動学	1	
		物理療法学	1	
		運動療法学実習	1	
		運動器障害系理学療法学Ⅰ	1	
		運動器障害系理学療法学Ⅱ	1	
		運動器障害系理学療法学実習Ⅰ	1	
		運動器障害系理学療法学実習Ⅱ	1	

		神経障害系理学療法学Ⅰ	1		
		神経障害系理学療法学Ⅱ	1		
		神経障害系理学療法学実習Ⅰ	1		
		神経障害系理学療法学実習Ⅱ	1		
		内部障害系理学療法学Ⅰ	1		
		内部障害系理学療法学Ⅱ	1		
		内部障害系理学療法学実習	1		
		発達障害系理学療法学	1		
		発達障害系理学療法学実習	1		
		老年期障害系理学療法学	1		
		老年期障害系理学療法学実習	1		
		義肢装具学	1		
		運動障害・健康障害の自立活動論・指導法		1	
		スポーツ障害系理学療法学		1	
		生活環境学	1		
	理学療法学 地域	集団支援論		1	
		サクセスフルエイジング論		1	
		地域理学療法学	1		
		バリアフリー論	1		
		地域理学療法学実習	1		
		子ども支援学		1	
	臨床実習 理学療法	通所・訪問リハビリテーション実習	1		
		臨床実習Ⅰ	1		
		臨床実習Ⅱ	4		
		臨床実習Ⅲ	7		
		臨床実習Ⅳ	7		
展開科目	理学療法展開科目	地域創生論	2		必修 科目 12 単位 選択 科目 8単 位以 上
		世代間交流論	2		
		リーダーシップマネジメント論	2		
		高齢者健康づくり政策論		2	
		学校運営論		2	
		経営組織論	2		
		ヘルスケアマーケティング論		2	
		就労支援サービス論		2	
		教育相談		2	
		経営のための法律	2		
		財務会計論	2		
総合 科目	応用 理学療法 学	理学療法研究法演習Ⅰ	2		必修 科目 4単 位
		理学療法研究法演習Ⅱ	1		
		応用理学療法学演習	1		

別表Ⅰ—２ リハビリテーション学部作業療法学科
授業科目の名称及び単位数

科目 区分		授業科目の名称	単位数			備考
			必修	選択		
基礎科目	初年度 セミナー	大学入門セミナー	1		必修 科目 12 単位 選択 科目 8 単 位以 上	次により、必修科目 116 単位、選択科目 18 単位以上を修得す ること。 1. 基礎科目 20 単位 以上 (1) 必修科目 12 単位 (2) 選択科目 8 単位 以上 2. 職業専門科目 90 単位以上 (1) 必修科目 88 単位 (2) 選択科目 2 単位 以上 3. 展開科目 20 単位 以上 (1) 必修科目 12 単位 (2) 選択科目 8 単位 以上 4. 総合科目 4 単位 (1) 必修科目 4 単位
	人間と生活及び社会の理解	社会人基礎力		1		
		教育学	1			
		ジェンダー論		1		
		マナー接遇		1		
		社会学	1			
		文化人類学		1		
		生命倫理学	1			
		発生生物学	1			
		データサイエンス	1			
		法情報リテラシー		1		
		災害支援論Ⅰ	1			
		災害支援論Ⅱ		1		
		人間関係論	1			
		アクセシビリティリーダー論		1		
		運動障害・健康障害と心理		1		
	健康への追求	スポーツ理論・実技Ⅰ	1			
		スポーツ理論・実技Ⅱ	1			
		健康と食の科学	1			
		健康教育学		1		
		健康科学		1		
	国際言語 の理解	英語コミュニケーションⅠ	1			
		英語コミュニケーションⅡ		1		
		中国語		1		
		韓国語		1		
職業専門科目	基礎医学	人体構造学Ⅰ	1		必修 科目 88 単位 選択 科目 2 単 位以 上	
		人体構造学Ⅱ	1			
		生理学Ⅰ	1			
		生理学Ⅱ	1			
		人体構造学実習	2			
		生理学実習	1			
		運動学Ⅰ	1			
		運動学Ⅱ	1			
		運動生理学	1			
		人間発達学	1			

		運動学実習	1	
		神経解剖学	1	
	臨床医学	病理学	1	
		内科学	1	
		整形外科	1	
		神経内科学	1	
		精神医学	1	
		小児科学	1	
		リハビリテーション医学	1	
		スポーツ障害学	1	
		老年医学	1	
		薬理学	1	
		救急救命学	1	
		画像診断学	1	
		リハビリテーション栄養学	1	
		予防医学	1	
	福祉論 保健医療	リハビリテーション概論	1	
		保健医療福祉論	1	
		公衆衛生学	1	
		地域包括ケアシステム論	1	
	作業療法学 基礎	作業療法概論	1	
		作業療法基礎セミナーⅠ	1	
		作業療法基礎セミナーⅡ	1	
		早期体験実習Ⅰ	1	
		早期体験実習Ⅱ	1	
	管理学 作業療法	医療関係法規論	1	
		作業療法管理学	1	
	作業療法評価学	作業療法評価学Ⅰ	1	
		作業療法評価学Ⅱ	1	
		作業療法評価学実習Ⅰ	1	
		作業療法評価学実習Ⅱ	1	
		活動分析学	1	
	作業療法治療学	健康マネジメント論		1
		日常生活活動学	1	
		日常生活活動学実習	1	
		生活環境学	1	
		生活環境学実習	1	
		身体障害作業治療学	1	
		身体障害作業治療学実習	1	
		精神障害作業治療学	1	
		精神障害作業治療学実習	1	
		発達障害作業治療学	1	

		発達障害作業治療学実習	1		
		老年期障害作業治療学	1		
		老年期障害作業治療学実習	1		
		高次脳機能障害作業治療学	1		
		高次脳機能障害作業治療学実習	1		
		義肢装具学	1		
		義肢装具学実習	1		
		運動障害・健康障害の自立活動論・指導法		1	
		リハビリテーション工学	1		
		職業リハビリテーション学	1		
		カウンセリング論	1		
	地域 作業療法学	サクセスフルエイジング論		1	
		地域作業療法学	1		
		バリアフリー論	1		
		地域作業療法学実習Ⅰ	1		
		地域作業療法学実習Ⅱ	1		
		子ども支援学		1	
	臨床実習 作業療法	通所・訪問リハビリテーション実習	1		
		臨床実習Ⅰ	1		
		臨床実習Ⅱ	4		
		臨床実習Ⅲ	8		
		臨床実習Ⅳ	8		
展開科目	作業療法展開科目	地域創生論	2		必修科目 12単位
		世代間交流論	2		
		リーダーシップマネジメント論	2		
		体力測定実習		2	
		高齢者健康づくり政策論		2	
		学校運営論		2	
		組織経営論	2		選択科目 8単位以上
		ヘルスケアマーケティング論		2	
		生活・福祉基盤論		2	
		教育相談		2	
		経営のための法律	2		
		財務会計論	2		
総合科目	応用作業療法学	作業療法研究法演習Ⅰ	2		必修科目 4単位
		作業療法研究法演習Ⅱ	1		
		応用作業療法学演習	1		

別表Ⅱ 入学検定料（学則第44条関係）

学 科	金 額	備 考
理学療法学科 作業療法学科	15,000円	大学入学共通テスト 利用（単独型）
理学療法学科 作業療法学科	30,000円	大学入学共通テスト 利用（併用型）
理学療法学科 作業療法学科	20,000円	上記以外の入学検定料

別表Ⅲ 入学金、授業料、その他の納付金（学則第45条関係）

理学療法学科		
納付金の種類	金 額	備 考
入学金	300,000円	入学時のみ
授業料	900,000円	前期後期に半額ずつ納付
施設設備費	350,000円	前期に納付
実習料	200,000円	前期に納付

作業療法学科		
納付金の種類	金 額	備 考
入学金	300,000円	入学時のみ
授業料	900,000円	前期後期に半額ずつ納付
施設設備費	350,000円	前期に納付
実習料	200,000円	前期に納付

理学療法学科・作業療法学科（休学時）		
納付金の種類	金 額	備 考
在籍料	60,000円	前期又は後期